

平成 27 年度 第 1 回京都市上下水道事業経営審議委員会議事録

日 時 平成 27 年 9 月 25 日（金） 午後 6 時～ 8 時

場 所 京都市上下水道局本庁舎 別館 1 階研修室

出席者（五十音順，敬称略）

1 委員

市原 民子	京都市地域女性連合会常任委員
奥原 恒興	京都商工会議所専務理事
神子 直之	立命館大学教授（理工学部）
寺崎 愛知	市民公募委員
富田 光代	市民公募委員
中嶋 節子	京都大学教授（大学院人間・環境学研究科）
水谷 文俊	神戸大学教授（大学院経営学研究科）
村上 祐子	株式会社京都放送取締役・ラジオ編成制作局長

2 京都市

京都市公営企業管理者上下水道局長，次長，技術長，
総務部経営ビジョン策定担当部長，総務部経営・防災担当部長，技術監理室長，
技術監理室担当部長，水道部長，水道部担当部長，水道部水道管路管理センター所長，
下水道部長，下水道部担当部長，下水道部鳥羽水環境保全センター所長，
事務局（総務部経営企画課）

次 第

1 開 会

- （１）京都市あいさつ
- （２）委員会の概要説明
- （３）審議委員の紹介
- （４）上下水道局幹部職員の紹介

2 委員長，副委員長の選任

- （１）委員長の選任
- （２）副委員長の指名
- （３）委員長あいさつ

3 会議の公開について

4 京都市の水道事業・公共下水道事業の概要等について

5 議 題

京都市の地下水利用の在り方等についての意見書（案）について

6 今後の予定

7 閉 会

内 容

1 開会

（１）京都市あいさつ（京都市公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博）

京 都 市： まずは、この度、委員に御就任いただいたことに対して感謝申し上げます。

上下水道局は、市民の皆様のいのちや暮らしを守り、産業の発展にも寄与する重要なライフラインをこれまで築き上げてきた。その源となる琵琶湖疏水は竣工１２５周年、昭和５年から始まった公共下水道事業は８５周年という記念すべき年を迎え、水道事業については１０３周年を迎えた。

水道事業・公共下水道事業に係る背景として、昭和の高度経済成長期の整備を経て老朽化の波が押し寄せる一方で、節水型社会が定着し、全国的に厳しい経営状況である。

京都市総体としては、以前から事業の評価を行ってきたが、上下水道局では経営評価という形式で経営の在り方について評価を行っている。平成２１年度からは「経営評価審議委員会」を設置し、第三者の先生方からの御指導をいただきながら評価を進めてきた。平成２５年度には、同委員会を「経営審議委員会」へと進化させ、引き続き第三者の先生方からの御指導をいただきつつ、上下水道局の経営戦略である「京（みやこ）の水ビジョン」や、その実施計画である「中期経営プラン」の進行状況についても点検いただいている。

平成２年以降降水需要が減少し続けるという大変厳しい社会情勢の中で、料金制度の改定やお客さまサービスの向上、老朽化施設の更新のスピードアップ、災害対策、環境対策、経営のスリム化などの様々な面で経営審議委員会の先生方の御指導をいただくことで、上下水道事業を円滑に進めることができている。

上下水道局は、京都市民の皆様に、安全・安心で美味しい世界最高水準の水道水を安価でお届けするとともに、公共下水道事業においては、下流域の１，１００万人の皆様の生活を支える水を排出している。そのことに誇りをもって、市民の皆様のライフラインを守るために、事業を邁進している。

加えて、地域事業の統合に係る準備、地下水利用専用水道に係る条例改正も進めなければならない。一方で、これらの事業を市民の皆様にしっかりと伝える説明責任を果たすことが少なかったことから、広報の充実も進めなければな

らない。

様々な課題がある中、現在の経営戦略「京（みやこ）の水ビジョン」が7年目を迎えた。平成30年度以降の新しいビジョンの策定にあたっては、今回委員に御就任いただいた先生方の御指導をいただきながら、全国的にもリーディングケースとなるような経営戦略の策定に結び付けていきたい。今年度は、ビジョン策定に向けたプロジェクトチームを庁内に設置し、準備を始めたところである。今後、平成29年3月までの間、先生方の御意見をしっかりと受け止めながら、市民の皆様の笑顔を創出することができるような上下水道事業を、職員一丸となって進めてまいりたい。

（2）委員会の概要説明

事務局：資料の説明（資料1）

（3）審議委員の紹介

（4）上下水道局幹部職員の紹介

2 委員長、副委員長の選任

（1）委員長の選任

京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱第6条第2項に基づき、委員の互選により、水谷委員を委員長に選任

（2）副委員長の指名

京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱第6条第2項に基づき、委員長の指名により、神子委員を副委員長に選任

（3）委員長あいさつ

水谷委員長：先程、水田局長から経営審議委員会の経緯について説明があったが、私自身は、管路の評価について技術的な面から関わって以降、京都市と関わりを持っている。また、京都市の水道・下水道だけでなく、大阪・神戸や、広く公益事業全般に関与している。大学では、この4月から学長をサポートする役割を担うこととなり、忙しい日々が続いているが、今後、皆様の助けを得ながら、京都市民の皆様にとってより良い水道・下水道の運営となるように貢献していきたい。

皆様から忌憚のない意見をいただきながら、神子副委員長とともに円滑に本委員会を運営していきたい。歴史のある京都市は、世界に対して日本の顔とも言える都市である。先程、局長から話があった新しい経営ビジョンの策定についても是非とも貢献していきたい。

3 会議の公開について

水谷委員長： 本日の会議は公開とし、議事録については、後日公表することとする。

議事録について、2名の委員の署名が必要ということなので、名簿順で、市原委員と奥原委員にお願いしたい。

4 京都市の水道事業・公共下水道事業の概要等について

事務局： 資料の説明（資料4）

神子副委員長： 資料4の5ページの図は、分流式となっているが、実際には合流式もあるかと思うが、いかがか。

京都市： 本図は、市民の皆様にできるだけ事業の内容を分かりやすく伝えるために作成したものであるが、御指摘のとおり街中には合流式下水道があるため、その点を踏まえた工夫をしたい。

神子副委員長： 京都市は全て合流式ではなかったか。

京都市： 合流式とは、各家庭のトイレ、風呂、台所から排出される汚水と雨水を同じ管で水環境保全センターまで流す方式のことであり、分流式は汚水と雨水を別の管で流し、汚水については水環境保全センターへ、雨水については河川へ流す方式である。

京都市は、旧市街地については合流式で整備を始め、現在、約4割が合流式であり、周辺地域は分流式となっている。

神子副委員長： 資料4の3～4ページで、水道事業における年間給水量と公共下水道事業における年間流入下水量の間に約1億 m^3 程度の差があるが、これが合流式における雨水の量と考えてよいのか。

京都市： 概ねご指摘のとおりである。

神子副委員長： 伝統産業等では有収水量に入らない地下水を利用しており、その量も流入下水量に含まれると考えるが、これは雨水に比べると微々たるものなのか。また、先程指摘した1億 m^3 の差の内訳はどのようなものか。

京都市： 資料5-1の1ページに記載のとおり、井戸水使用量は19百万 m^3 であり、年間有収汚水量の約1割程度の規模である。

奥原委員： 水道管の老朽化が課題であることはよく分かったが、老朽化の定義はどのよ

うなものか。

また、資料４の１２ページの費用において、水道水をつくるコストが大都市平均と比べて１１．５円低コストという記載があるが、京都市の場合、水源に係る費用が琵琶湖疏水感謝金のみであるとする、水道事業体にとって非常に大きな意味があると考えているが、この点に関して他都市の状況等が分かれば教えていただきたい。

京 都 市： 水道管における老朽管については、布設年度が古いものや材質が弱い又は継手部分の耐震性が劣る「初期ダクタイル鋳鉄管」を対象としている。全国的には４０年を経過した管を老朽管としているが、管そのものが発達しており、昨今では「１００年管」と呼ばれるものもあるため、４０年の基準を改定するよう国に要望しているところである。

水源に係る費用については、御指摘のとおり琵琶湖疏水感謝金として年間２億３，０００万円をお支払いしているところであるが、これは水そのものに係る費用ではなく、施設に係る費用である。

奥 原 委 員： 京都府においては水源開発に係る費用が算入されている。京都市においては先人達からの恩恵もあり、感謝金の２億３，０００万円、市民１人当たりになると２００円弱で水源に係る費用を賄うことができている。水道水に係るコストを述べる際には、この点を強調するべきかと思う。

京 都 市： 感謝金については、１２ページに記載されている１５８．３円の算定に含まれている。

水源そのものに係る費用として、水利権自体には発生していないが、ダムなどの施設に投資した経費はコストに反映される。都市によっては他都市からの受水した水により水道水を供給するなど、各都市で事業の運営形態は異なっている。一方で、水源に係る施設の費用についても、例えばダム建設の費用等についても、即ち資本回収した都市はコストが低くなるなど、施設を建設した時期によって水道水をつくるコストへの影響が異なる。

京都市においては、御指摘のとおり先人達が明治期に投資を行ったおかげで水源に係る費用も感謝金のみであり、現在では１ｍ^３あたり約１円の費用となる。また、給水コストも高低差のある地形の特徴を活用して、加圧しなくても自然流下により水道水の供給等を行うことができおり、こうした特徴については積極的にＰＲしてよいと考える。

村 上 委 員： 資料４の１６ページ「琵琶湖疏水通船復活」試行事業について、実施したアンケートの回収率を伺いたい。自身が携わる事業においてはマイナス面の意見を次の事業に反映させているので、そういった意見について伺いたい。

京 都 市： アンケートについては、下船時に皆様にお渡しし御協力を頂いており、乗船者モニター全員に書いていただいた。

また、意見としては、音声ガイドではなく肉声のガイドを求める声や乗船を待つ時間について何か工夫を凝らせないかといった声があった。今秋にも試行事業を実施することを予定しているが、その際には、春の試行事業で抽出した課題や御意見にできる限り対応したいと考えている。

奥 原 委 員： 「琵琶湖疏水通船復活」について、課題は何か。また、本格実施に当たって、どの程度の乗船料で費用を賄うことができるのか。

京 都 市： 課題としては、採算性と安全性、さらにトンネルの長さが挙げられる。

試行事業においては、8人乗り（お客様は6人まで乗船可能）の上下水道局の作業船を使用しており、これでは採算は全く合わず、本格実施に当たっては新たに船を調達する必要がある。15人～20人乗りの船であれば状況が変わってくるが、昭和45年に完成した諸羽トンネルの出口には約90度のカーブがあるなど、船の大きさには制限がかかり、12人～13人乗りが限界である。さらに、国土交通省近畿運輸局の指導の下、「琵琶湖疏水通船復活」を今後事業として進めていく際、時間を決めての定期便として運航する場合には、今回の試行事業でクリアすることを予定しているトンネル内の通信手段等、大きなハードルがある。

本格実施に当たっては、上下水道局が事業を実施するのではなく、実施母体に施設を利用いただく立場となる。本事業を単独事業として採算のとれるものとするのは困難であるため、周辺地域の活性化や商品のプレミアム化等により工夫を凝らしていく必要があると考えている。本事業については、各方面より大津市、山科区、岡崎地域の活性化に結び付くものであるとの御理解を頂いているので、本格実施に向けて、この秋も試行事業を展開してまいりたい。

5 議 題

京都市の地下水利用の在り方等についての意見書（案）について

水谷委員長： 本議題については、昨年度、専門部会を設置し検討を進めてきたところである。今回初めて委員に就任された方もいるため、まずはこれまでの経緯を含め、事務局より説明を行った後、委員の皆様から御意見をいただきたい。

事 務 局： 資料の説明（資料5）

神子副委員長： 次第では議題となっているが、経営審議委員会で議決するという意味か。また、意見書については、最終的にどのような形式になるのか。

京 都 市： 昨年度，専門部会を設置し，４回の部会を経て資料５－３の意見書（案）をまとめていただいた。こうした経緯を踏まえ，経営審議委員会において意見書（案）に対する御意見をいただき，意見書として完成させたいと考えている。

また，意見書の形式については，経営審議委員会から京都市へ意見書を提出いただく，というものである。

神子副委員長： 意見書（案）の最も重要な箇所は，資料５－３の６～７ページの「料金等使用者負担の今後の在り方について」に記載のある，「既存の料金制度とは別に，固定費である水道施設維持経費を新たに負担する制度の導入を検討する必要がある」という点だと認識しているが，説明のあった資料５－２では，「今後の在り方」との記載に留まり，具体的な内容が欠如している。

京 都 市： 資料５－２については，資料５－３の意見書（案）を分かりやすくまとめたものであるが，御指摘のとおり，具体的な結論についての記載が不足していた。

水谷委員長： 神子副委員長の指摘は，資料５－３の意見書（案）で最も重要な部分が，その内容をまとめた資料５－２において抜けているというものである。事務局の説明は資料５－２に沿って行われたが，資料５－３の意見書（案）に沿って行うべきであった。

資料５－２を修正の上で再度審議となると，改めて経営審議委員会を開催する必要が生じる。時間の都合も鑑み，委員の皆様には神子副委員長から御指摘のあった資料５－３の意見書（案）の趣旨を踏まえ，この場で御意見・御質問をいただきたい。

奥 原 委 員： 意見書（案）の結論として，「既存の料金制度とは別に，固定費である水道施設維持経費を新たに負担する制度の導入を検討する必要がある」という点については理解したが，具体的にはどのような制度を考えているのか。

京 都 市： 意見書の趣旨を踏まえ，意見書（案）にも記載のある他都市における具体的な対策も参考にしながら，京都市で具体的な制度について検討を進めてまいりたい。

奥 原 委 員： 経営審議委員会の結論としては，新たな制度導入の必要性を述べるに留まり具体的な制度設計は京都市が行うということか。

水谷委員長： 通例として，本経営審議委員会のような場においては大きな方向性を示すに留まり，具体的な制度設計については行政が進めていくものと理解している。

奥 原 委 員： 伝統産業等への影響に係る十分な検証や企業努力としての地下水利用を否定

するものではないという点について、また、地下水利用専用水道について何らかの対策が必要である点についても、私自身同様に考えているので、本意見書（案）に対して特段意見等はない。

水谷委員長： 本件に関しては、経済合理性の観点からのみ考えるのではなく、それぞれの街の特性を踏まえて対策を検討する必要がある。専門部会においても、特に京都市の場合には、長い間培ってきた伝統等を踏まえ、データを分析した上で配慮が必要であるとの結論に至った。

また、現在の料金制度のままでは、将来にわたって京都市民に良質な水道水を供給し続けることが困難となる状況も踏まえ、何らかの形で解決策を検討する必要があるとの結論に至った。

京 都 市： 水道事業は、大口径の管も市民の皆様の御家庭に繋がる 13mm、20mm の管も含め、市民の皆様からの水道料金で成り立っている。ただ、大きな管を繋ぎながらも水道水の利用が少ない場合には、一般の方との公平性に欠けるため、そうした場合には施設分の経費を賄ってもらう必要がある、というのが本件の発端である。地下水を利用する事業者が増えてくる中、議会においても何らかの対策が必要であるとの付帯決議があり、これまで検討を進めてきた。

今後、経営審議委員会における御意見を受けて、京都市の事情を踏まえながら、固定費である水道施設維持経費を新たに負担する制度の導入の検討を進める。ただし、経営努力として新たに地下水利用専用水道を導入した企業に対して初めから大きな負担とならないよう、また、長年伝統産業を続けられてきた方々に負担のしわ寄せが行くようなことがないように検討を進めることが必要であると考えている。

現状では具体的な制度案をお示しする段階にはないが、付帯決議を受けて新たな制度を構築するためには、議会における議決が必要となることから、多くの皆様に御理解いただける制度とし、説明責任を果たしていきたい。

水谷委員長： 他に意見がないようであれば、本日の御意見も踏まえ最終案を作成し、再確認した上で、意見書（案）を意見書として完成させ、京都市へ提出する。また、本件に係る以降の動きについては、委員長に一任いただきたい。

6 今後の予定

委員長から日程案を挙げ、日程調整を行った結果、12月7日（月）を第2回経営審議委員会の第1候補日として、後日事務局にて改めて最終調整を行うこととした。

7 閉 会